

船橋市国際交流協会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市国際交流協会（以下、協会という。）が実施する事業に対して船橋市国際交流協会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、協会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 姉妹友好都市理解・交流事業
- (2) 在住外国人支援・交流事業
- (3) 市民の国際化推進・啓発事業

(交付金対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条各号に掲げる事業を実施するに当たり要した費用とし、交際費・慶弔費・懇親会費等事業の直接経費とならない経費は交付金の対象としない。なお、対象経費のうち、国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合は交付金の対象としない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。